

# 第1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）



平成29年分の給与所得の源泉徴収票の様式です。  
(平成28年分から変更はありません)

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

受給者のマイナンバーを記載します。  
※受給者交付用には、マイナンバーは記載しません。

「控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄にそれぞれマイナンバーを記載します。  
※受給者交付用にはマイナンバーは記載しません。

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。  
※受給者交付用には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

## 1 提出する必要がある方

平成29年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

### 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても平成29年中に役員であった方	平成29年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海商代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方）（ <b>3 その他の注意事項</b> (1)を参照）	平成29年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	平成29年中の給与等の支払金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	平成29年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合には <b>50万円</b> を超えるもの
	イ 平成29年中に退職した方、災害により被害を受けたため、平成29年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 □ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	全部
(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	平成29年中の給与等の支払金額が <b>50万円</b> を超えるもの	

(注) 受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、**3 その他の注意事項** を参照してください。



記載欄名	記載すべき事項
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
③ 支払金額	<p>平成 29 年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第 7 条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。</p> <p>（注）租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。</p>
④ 給与所得控除後の金額	<p>「平成 29 年分年末調整のしかた」の「平成 29 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。</p>
⑤ 所得控除の額の合計額	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p> <p>（注）「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。</p>
⑥ 源泉徴収税額	<p><b>【年末調整をした給与等の場合】</b> 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p><b>【年末調整をしない給与等の場合】</b> 平成 29 年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>（注）源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
⑦ 控除対象配偶者の有無等	<p><b>【有】欄</b> 主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合に○を付してください。控除をしなかった場合には何も記載しません。</p> <p><b>【従有】欄</b> 従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合に○を付してください。控除をしなかった場合には何も記載しません。</p> <p><b>【老人】欄</b> 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○を付してください。</p>
⑧ 配偶者特別控除の額	<p>「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。</p> <p>（注）受給者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合又は 76 万円以上の場合には配偶者特別控除は受けられません。</p>
⑨ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	<p><b>【特定】欄</b> 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。</p> <p>「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p><b>【老人】欄</b> 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。</p> <p>「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) (つづき)</p>	<p><b>【その他】欄</b>            特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。            「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 16歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。            (注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成14年1月2日以後に生まれた方をいいます。            2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>
<p>⑪ 障害者の数 (本人を除く。)</p>	<p><b>【特別】欄</b>            「点線の右側」には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。  <b>【その他】欄</b>            特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
<p>⑫ 非居住者である親族の数</p>	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。</p>
<p>⑬ 社会保険料等の金額</p>	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。            (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。            2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。            ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行ういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を含みます。</p>
<p>⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額</p>	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>⑮ 住宅借入金等特別控除の額</p>	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。            (注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(記載例3を参照)。</p>
<p>⑯ 生命保険料の金額の内訳 配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額</p>	<p><b>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄</b>            平成29年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。  <b>【介護医療保険料の金額】欄</b>            平成29年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。  <b>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄</b>            平成29年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑯ 生命保険料の金額の内訳 配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 (つづき)</p> <div data-bbox="97 333 408 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">        年末調整をした受給者のみ記載してください。     </div>	<p><b>【配偶者の合計所得】欄</b> 配偶者特別控除の適用を受けた方について、配偶者の平成 29 年中の合計所得金額を記載してください。</p> <p><b>【国民年金保険料等の金額】欄</b> 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。</p> <p>※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p><b>【旧長期損害保険料の金額】欄</b> 地震保険料の控除額のうち平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、平成 29 年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>
<p>⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳</p> <div data-bbox="97 629 408 701" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">        年末調整をした受給者のみ記載してください。     </div>	<p><b>【住宅借入金等特別控除適用数】欄</b> 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除可能額】欄</b> （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（12 ページの <b>記載例 3</b> を参照してください。）。</p> <p><b>【居住開始年月日（1 回目、2 回目）】欄</b> 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p><b>【住宅借入金等特別控除区分（1 回目、2 回目）】欄</b> 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含みます。）</li> <li>認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</li> <li>増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</li> <li>震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から平成 33 年 12 月 31 日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</li> </ul> <p>また、税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」(※) の表示がある場合には、「(特)」を記載してください。</p> <p>※ 「(特定)」とは「特定取得」のことをいい、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8% の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p> <p><b>【住宅借入金等年末残高（1 回目、2 回目）】欄</b> 年末調整の際に 2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>なお、記載する金額は、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金特別控除申告書の⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高」欄又は⑩「居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高」欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>(注) 適用数が 3 以上の場合には、3 回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p>
<p>⑱ 控除対象配偶者 控除対象扶養親族</p>	<p>配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>また、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑱ 控除対象配偶者 控除対象扶養親族 (つづき)</p>	<p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。 3 配偶者特別控除の対象となる配偶者については、「控除対象配偶者」欄には配偶者の氏名及びマイナンバーは記載しません(7ページの⑳ (摘要)の(2)を参照してください。)</p>
<p>⑲ 16歳未満の扶養親族</p>	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に○を付してください。 (注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</p>
<p>⑳ (摘要)</p>	<p>(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。 (イ) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。 (ロ) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。 (注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(8ページの㉑ (備考)を参照してください。) (13ページの記載例4を参照してください。)</p> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者について、氏名の前に括弧書きの数字を付し、氏名及び配偶者特別控除の対象である旨「(配特)」を記載し、非居住者である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください(14ページの記載例5を参照してください。)</p> <p>(3) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>(4) 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に○を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>(7) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」を赤書きしてください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
②① (備考)	<p>控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。                  2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。                  3 配偶者特別控除の適用を受けるため、「(摘要)」欄に配偶者の氏名を記載した場合は、配偶者のマイナンバーは記載しませんので、ご注意ください。</p>
②② 未成年者から勤労学生までの各欄	<p>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。</p> <p>(注) 1 ここでいう未成年者とは、平成10年1月3日以後に生まれた方をいいます。                  2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</p>
②③ 中途就・退職	<p>年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に○を付し、その年月日を記載してください。</p>
②④ 支払者	<p>給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。)</p> <p>(注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</p>

### 3 その他の注意事項

- (1) 上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。
- (2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数  
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。
- (注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、33ページ **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について** を参照してください。
- (3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成30年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の平成30年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
- なお、年の途中で退職した方については、平成30年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。)
- (4) 「給与所得の源泉徴収票」は、上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者**について作成の上、**平成30年1月31日まで**(年の途中で退職した方の場合、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。
- なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。
- (注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、平成29年中に退職した受給者分を取りまとめて平成30年1月31日までに提出しても差し支えありません。  
 2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。詳しくは、33ページ **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について** を参照してください。

【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】  
 年末調整の際、控除しきれない(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。  
 また、2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項(住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除)に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

記載例 1

年末調整を行った一般の受給者の場合

- ① 国税太郎は、〇〇産業株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 年末調整の際に、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額があります。
- ③ 平成 29 年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料は以下のとおりです。
  - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した一般の生命保険料【新生命保険料】
  - ・平成 23 年 12 月 31 日以前に契約を締結した一般の生命保険料【旧生命保険料】
  - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した介護医療保険料
  - ・平成 24 年 1 月 1 日以後に契約を締結した個人年金保険料【新個人年金保険料】
  - ・平成 23 年 12 月 31 日以前に契約を締結した個人年金保険料【旧個人年金保険料】



この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「平成 29 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「平成 29 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の「生命保険料控除」欄を基にして必要な事項を記載してください。

【平成 29 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿】

氏名		(フリガナ) コクゼイ タロウ 国税太郎		整理番号																																																																																																					
		(生年月日 明・大) 平 49 年 11 月 25 日																																																																																																							
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円																																																																																																									
同上の税額につき還付又は徴収した月区分																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>月別</th> <th>還付又は徴収した税額</th> <th>差引</th> <th>残高</th> <th>月別</th> <th>還付又は徴収した税額</th> <th>差引</th> <th>残高</th> </tr> <tr> <td>月</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>月</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>						月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月	円		円	月	円		円																																																																																				
月別	還付又は徴収した税額	差引	残高	月別	還付又は徴収した税額	差引	残高																																																																																																		
月	円		円	月	円		円																																																																																																		
扶養控除等の申告	申告の有無	控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	障害者等	配偶者																																																																																																		
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																																																																																		
	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																		
	人	人	人	人	人	人	人																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>金額</th> <th>税</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>給料・手当等</td> <td>①</td> <td>5,265,000</td> <td>③</td> <td>97,530</td> </tr> <tr> <td>賞与等</td> <td>④</td> <td>1,570,000</td> <td>⑤</td> <td>51,592</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑦</td> <td>6,835,000</td> <td>⑧</td> <td>149,122</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑨</td> <td>4,951,500</td> <td colspan="2">配偶者の合計所得金額 (円)</td> </tr> <tr> <td>社会保険料等</td> <td>⑩</td> <td>815,994</td> <td colspan="2">旧長期損害保険料支払額 (円)</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>⑪</td> <td>176,460</td> <td colspan="2">⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額</td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑬</td> <td>115,000</td> <td colspan="2">⑪のうち国民年金保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑭</td> <td>44,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除額</td> <td>⑮</td> <td>1,140,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額</td> <td>⑰</td> <td>2,292,254</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額及び算出所得税額</td> <td>⑱</td> <td>2,659,000</td> <td>⑲</td> <td>168,400</td> </tr> <tr> <td>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額</td> <td>⑳</td> <td>140,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額</td> <td>㉑</td> <td>28,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年調年税額</td> <td>㉒</td> <td>28,900</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>差引超過額又は不足額</td> <td>㉓</td> <td>120,222</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>超過額</td> <td>㉔</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>の精算</td> <td>㉕</td> <td>120,222</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>㉖</td> <td>120,222</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>の精算</td> <td>㉗</td> <td>120,222</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						区	分	金額	税	額	給料・手当等	①	5,265,000	③	97,530	賞与等	④	1,570,000	⑤	51,592	計	⑦	6,835,000	⑧	149,122	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,951,500	配偶者の合計所得金額 (円)		社会保険料等	⑩	815,994	旧長期損害保険料支払額 (円)		控除額	⑪	176,460	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額		生命保険料の控除額	⑬	115,000	⑪のうち国民年金保険料等の金額		地震保険料の控除額	⑭	44,800			配偶者特別控除額	⑮	1,140,000			所得控除額の合計額	⑰	2,292,254			差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑱	2,659,000	⑲	168,400	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	140,000			年調所得税額	㉑	28,400			年調年税額	㉒	28,900			差引超過額又は不足額	㉓	120,222			超過額	㉔				の精算	㉕	120,222			不足額	㉖	120,222			の精算	㉗	120,222		
区	分	金額	税	額																																																																																																					
給料・手当等	①	5,265,000	③	97,530																																																																																																					
賞与等	④	1,570,000	⑤	51,592																																																																																																					
計	⑦	6,835,000	⑧	149,122																																																																																																					
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,951,500	配偶者の合計所得金額 (円)																																																																																																						
社会保険料等	⑩	815,994	旧長期損害保険料支払額 (円)																																																																																																						
控除額	⑪	176,460	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額																																																																																																						
生命保険料の控除額	⑬	115,000	⑪のうち国民年金保険料等の金額																																																																																																						
地震保険料の控除額	⑭	44,800																																																																																																							
配偶者特別控除額	⑮	1,140,000																																																																																																							
所得控除額の合計額	⑰	2,292,254																																																																																																							
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑱	2,659,000	⑲	168,400																																																																																																					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	140,000																																																																																																							
年調所得税額	㉑	28,400																																																																																																							
年調年税額	㉒	28,900																																																																																																							
差引超過額又は不足額	㉓	120,222																																																																																																							
超過額	㉔																																																																																																								
の精算	㉕	120,222																																																																																																							
不足額	㉖	120,222																																																																																																							
の精算	㉗	120,222																																																																																																							

(e) 社会保険料控除額 (⑩+⑪+⑬)  
815,994 円 + 176,460 円 + 0 円  
= 992,454 円

○ (k)欄の記載について  
次ページの「給与所得の源泉徴収票」の(k)欄「住宅借入金等特別控除の額」には⑳欄の金額を記載してください。ただし、「⑲欄<⑳欄((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額よりも多い)」場合、(k)欄には算出所得税額を限度に記載してください。  
また、この場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑳欄)を源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載してください。





記載例 3

年末調整において2以上(※)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

平成29年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算	
項目	①	②	③	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	円
家屋又は土地等の取得対価の額	(下の②) 円	(下の③) 円	(下の④) 円	増改築等の費用の額	(下の⑦) 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	(下の⑤) m <sup>2</sup> %	(下の⑥) m <sup>2</sup> %	(備考(注1)参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用	(下の⑧) 円 %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×⑤)	円	円	11,500,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑨)	9,000,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上の基礎となる借入金等の年末残高(④+⑩)	円	円	円	年間所得の見積額	円
特定増改築等の費用の額(備考(注2)参照)	(下の⑥) 円	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)(備考(注2)参照)	(最高) 万円 円	円	円	備考	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)	205,000				

※2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用に該当する例  
 ・証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合  
 ・証明事項の居住開始年月日が2段書きされ、一方に(特定)と記載されている場合など

特定取得に該当する場合は居住開始年月日の後部に「特定」と表示されています

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
項目	家屋	土地	増改築等
居住開始年月日	平成24年3月1日		平成28年5月20日(特定)
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円
⑤又は⑥のうち居住用部分の床面積又は面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	神奈川県横浜市中区山下町4-×
氏名	姓	国税 花子
職別	内 支払金額	給与所得控除後の金額
給与	6,847,500	4,962,750
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	特定控除の額
○		
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
909,846	846	50,000
住宅借入金等特別控除額		188,700
住宅借入金等特別控除額の計算上の基礎となる借入金等の年末残高	205,000	
居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高	9,000,000	

【平成29年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
区	分	金額	税	額																
給料・手当等	①	4,980,000	③	80,640																
賞与等	④	1,867,500	⑥	114,403																
計	⑦	6,847,500	⑧	195,043																
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,962,750	配偶者の合計所得金額																	
社会保険料等申告による社会保険料の控除額	⑩	909,846	旧長期損害保険料支払額																	
申告による小規模企業共済等掛金の控除額	⑪		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額																	
生命保険料の控除額	⑫		⑪のうち国民年金保険料等の金額																	
地震保険料の控除額	⑬	50,000																		
配偶者特別控除額	⑭																			
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮	1,140,000																		
所得控除額の合計額	⑯	2,099,846																		
差引課税給与所得金額(⑨-⑯)及び算出所得税額	⑰	2,862,000	⑱	188,700																
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑲	205,000																		
年調所得税額(⑲-⑳)、マイナスの場合は0	㉑	0																		
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒	0																		
差引超過額又は不足額(㉒-㉓)	㉓	195,043																		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔																			
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕																			

(注) 年末調整において3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(7ページの⑳(摘要)の(3)を参照してください)。

記載例 4

5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社から給与の支払を受けており、同社で年末調整を行っています。
- ② 国税太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。
  - ・控除対象配偶者：国税花子
  - ・控除対象扶養親族：国税一郎、国税二郎、国税三郎、国税四郎、国税五郎、国税六郎
  - ・16歳未満の扶養親族：国税春子、国税夏子、国税秋子、国税冬子、国税幸子
- ③ 控除対象扶養親族のうち、国税一郎及び国税六郎は非居住者です。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都中央区築地5-3-1 築地マンション302号	(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										
		(役職名) 経理課長										
		氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ 国税 太郎										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額						
給与・賞与	6,847,500	4,962,750	4,569,846	0								
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数				
有 控除		特 定	老 人	そ の 他	内	特 別	そ の 他	内		人		
○		1	1	4	5			2				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
909,846		120,000		50,000		19,600						
(摘要)												
(1) 国税五郎 (2) 国税六郎(非居住者) (3) 国税幸子(年少)												
生命保険料 の金額の内訳	新生命保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	介護医療保 険料の金額	新個人年金 保険料の金額	旧個人年金 保険料の金額	住宅借入金等 特別控除の 額の区分		住宅借入金等 特別控除の 額の区分				
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000	2		23				
住宅借入金 等特別控除 の額の区分	205,000		26		8		20		増(特)		9,000,000	
控除対象 配偶者	(フリガナ) コクセイ ハナコ 氏名 国税 花子		配偶者の 合計所得		(フリガナ) コクセイ ハルコ 氏名 国税 春子		(フリガナ) コクセイ ナツコ 氏名 国税 夏子		(フリガナ) コクセイ アキコ 氏名 国税 秋子		(フリガナ) コクセイ フユコ 氏名 国税 冬子	
控除対象 扶養親族	1 (フリガナ) コクセイ イチロウ 氏名 国税 一郎		16歳未満 の扶養親族		2 (フリガナ) コクセイ ナツコ 氏名 国税 夏子		3 (フリガナ) コクセイ アキコ 氏名 国税 秋子		4 (フリガナ) コクセイ フユコ 氏名 国税 冬子			
扶 成 年 者	外 国 人	支 那 人	巴 里 人	乙 種 入 籍 者	本 人 が 障 害 者 等	特 殊 障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者	障 害 者
中 途 就 職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日		受 給 者 生 年 月 日		○ 32 1 1							
支 払 者	個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右語で記載してください。)											
	住所(居所)又は所在地 さいたま市中央区新都心1-1											
	氏名又は名称 国税商事 株式会社 (電話) 048-600-XXXX											

○ 「(摘要)」欄の記載について

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を「(摘要)」欄に記載します。

この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合には、氏名の後に(非居住者)と記載します。

○ 「(備考)」欄の記載について

控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。

この場合、マイナンバーの前には、括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

この記載例では、国税五郎の氏名とマイナンバーに(1)を、国税六郎の氏名とマイナンバーに(2)を付しています。

(注) 控除対象扶養親族が非居住者でも、マイナンバーが交付されている方については、マイナンバーを記載してください。

○ 「控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄の記載について

控除対象扶養親族である国税一郎は非居住者であるため、「区分」欄に○を付しています。

(注) この記載例では、国税一郎は非居住者ですが、マイナンバーを交付されているため、「個人番号」欄にマイナンバーを記載しています。

○ 「16歳未満の扶養親族」欄及び「(備考)」欄の記載について

税務署提出用及び本人交付用の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーは記載しません。

(注) 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。

記載例5

年末調整において配偶者特別控除の適用を受けた場合

国税二郎は、妻である国税花子の平成29年における合計所得の金額が63万円であったため、年末調整において配偶者特別控除の適用を受けています。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2	(受給者番号) (個人番号) 234567890123		
		(役職名) 経理課長		
		氏名 (フリガナ) コクゼイジロウ 国税 二郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6,847,500	4,962,750	1,619,846	36,600
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満 扶養親族 の数
有	160,000	特定	老人	その他
控除対象扶養親族 の有無等		内	人	人
社会保険料等の金額	909,846	生命保険料の控除額	120,000	地震保険料の控除額
			50,000	住宅借入金等特別控除の額
				205,000
(摘要)				
(1) 国税花子(配特)				
生命保険料 の金額の内訳	新生命保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	分離課税保 険料の金額	新個人年金 保険料の金額
	180,000	100,000	90,000	360,000
住宅借入金 等特別控除 の内訳	住宅借入金等 特別控除(1期分)	住宅借入金等 特別控除(2期分)	住宅借入金等特別 控除(3期分)	住宅借入金等 特別控除(4期分)
	2	23	10	11,500,000
		26	8	9,000,000
控除対象 配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	配偶者の 合計所得	国民年金保険 料等の金額
			630,000	176,460
	個人番号			旧長期損害 保険料の金額
				19,600
控除対象 扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	16歳未 満の扶 養親族	(備考)
1				
2				
3				
4				
未成 年者	外 国 退 職 者	死 亡 者	災 害 者	本人が障害者 その他
				募集 期間 満了 去 年
				中途就・退職
				受給者生 年月日
				○ 31 1 1
支払者	個人番号又は 法人番号	9876543210987 (右詰で記載して下さい。)		
	住所(居所) 又は所在地	名古屋市東区主税町3-18		
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-XXX-XXXX		

○ 「(摘要)」欄の記載について  
配偶者特別控除の対象となる配偶者は「(摘要)」欄に、配偶者の氏名及び配偶者特別控除の対象である旨「(配特)」と記載します。

○ 「控除対象配偶者」欄の記載について  
配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名等は「控除対象配偶者」欄には記載しません。

○ 「配偶者の合計所得」欄の記載について  
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得の金額を記載します。

○ 「(備考)」欄の記載について  
配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「(備考)」欄に、対象となる配偶者のマイナンバーは記載しません。